

## [05\_04]九州大学大型計算機センター広報表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1468006>

---

出版情報：九州大学大型計算機センター広報. 5 (4), 1972-09-05. 九州大学大型計算機センター  
バージョン：  
権利関係：

## 九州大学大型計算機センターにおける電子計算機の端局運営内規

第1条 この内規は、九州大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の利用に関する暫定措置を定める規程（昭和44年10月24日施行）および九州大学大型計算機センターにおける電子計算機の端局設置基準（昭和47年6月9日施行）に基づき、端局の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 運用責任者は、共同利用の原則に基づき、端局を運用しなければならない。

2 前項により、端局設置機関に属さない者が利用しようとする場合は、当該端局の運用責任者の承認を得て、端局を利用することができる。

第3条 端局の設置者等は、その利用状況等について、別に定める様式により、センター長に報告しなければならない。

2 端局の設置者等は、センター長から端局の利用に関する調査等について、依頼があった場合は、これに協力するものとする。

第4条 端局の運用に要する経費は、すべて当該端局の負担とする。

第5条 センター長は、端局がセンターまたは他の端局の運営に、重大なる支障をおよぼすおそれがある場合は、当該端局からのセンターの利用を停止することができる。

第6条 この内規に定めるもののほか、端局の利用に関し、必要な事項は、当該端局の運用責任者が定める。

### 附 則

この内規は、昭和47年6月9日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。